

3. 複数税率の問題点に関する商工会議所の主張～第3回目～

(再掲) 複数税率反対の理由

1. 社会保障財源を大きく減少させ、給付の削減、消費税の再引き上げにつながる
2. 複数税率は、低所得者対策としては非効率
3. 対象品目の線引き等で国民や事業者に大きな混乱を招く
4. 小規模な事業者ほど、日々の取引において、複雑な事務負担が大幅に増加
5. インボイス導入により、中小企業の事務負担が2倍以上に膨らむ
6. 免税点制度や簡易課税制度といった、中小企業の事務負担に配慮された制度の維持が困難になる

第3回は「3. 対象品目の線引き等で国民や事業者に大きな混乱を招く」についてご説明いたします。

対象品目の線引き等で、国民と事業者に大きな混乱を招く

(複数税率は、対象・品目の設定が困難)

軽減税率(=複数税率)の問題点として、どの品目を対象商品にするか、線引きが難しいという点があります。軽減税率を導入している欧州においては、対象商品をめぐり訴訟に至るケースもあり、レポート等でも多くの問題点が指摘されています。

対象品目の線引きが困難であることを、具体的な事例で考えてみます。例えば、軽減税率の対象を食料品とした場合に、一言に「水」といっても、水道水だけなのか、ミネラルウォーターは対象となるのか、「米」であれば、一般白米だけなのか、高級ブランド米は対象となるのかといった点で、線引きが非常に困難であると考えられます。

また、日本ではギフトセットなど、数種類の商品をセットにした形で販売を行うようなことが多々あります。例えば、果物とお花のセット、味噌とお椀のセットなど、食品と食品以外の商品が混合する場合は、線引きが困難です。

さらに、外食やテイクアウトの取り扱いについても問題があります。食料品に軽減税率を導入している欧州の場合、店舗での食事はレストランと同様に取り扱われ、「サービス」に対する対価のため標準税率が適用されますが、テイクアウトをすると「食料品」扱いとなって、軽減税率が適用されます。日本では、コンビニ等でも飲食ができるスペースを設置している店舗があり、どのような取り扱いとするのか、判断が困難になると考えられます。このように、近年では単にモノを売るだけでなく、飲食スペースの提供というサービスと融合したビジネス形態が現れ、複数税率における対象商品の線引きなど、消費税の対応がより困難になってきています。

対象品目の選定は、どのように取り決めを行った場合でも、事業者だけでなく、消費者側にも混乱が生じると考えられます。「生活必需品」を対象にするにしても、生活が多様化した現在において、何が「生活必需品」かは、その人によって異なるため、対象商品を巡って不公平感が生じる可能性があります。

◆参考資料

別添資料「複数税率の問題点3」をご覧ください。

◆ Q & A

Q. 仮に食料品に軽減税率を導入する場合、商工会議所としてどのような線引きをすべきと考えるか。

A. 軽減税率はそもそも導入すべきではなく、提案できることはありません。

軽減税率の対象範囲の設定で、大きな混乱を招くと考えられることに加え、軽減税率導入済のEU諸国等では、大きな混乱が生じており、レポートなどで数多くの問題点が指摘され、見直しに向けた動きが出ていると聞いています。

わが国の消費税制度は、公平かつシンプルで、徴税効率に優れており、国際的に高い評価を受けています。問題の多い複数税率を、あえて導入する必要はないと考えます。

【本件担当】

産業政策第一部

TEL : 03-3283-7844